

セブン銀行 ATM による住所変更・電話番号変更および在留期限更新に関する特約

株式会社北洋銀行

1. (特約の適用範囲等)

- (1) 「セブン銀行 ATM による住所変更および電話番号変更ならびに在留期限更新手続きに関する特約 (以下「本特約」といいます)」は、株式会社北洋銀行 (以下「当行」といいます) にお届けいただいている住所および電話番号、在留期限について、セブン銀行 ATM を通じてお客さまが指定する内容に変更する場合に適用される事項を定めるものです。
- (2) 本特約は、セブン銀行 ATM による住所変更・電話番号変更および在留期限更新にかかわる場合についてのみ「総合口座取引規定」「普通預金規定」に優先して適用されるものとします。

2. (利用条件)

- (1) 住所変更および電話番号変更の場合
 - ① マイナンバーカードによる公的個人認証で本人確認ができる方。ただし、以下の条件のいずれかに該当する口座は、ご利用いただくことができません。
 - A. 法人の口座、屋号・団体名付きの口座、個人事業用の口座
 - B. 当座預金口座
 - C. ローンを除くご融資口座
 - D. カードローン専用口座
 - E. マル優・マル特口座
 - F. 財形預金口座
 - G. 中央競馬会 PAT 口座
 - H. 投資信託・公共債の取引口座
 - ② マイナンバーカードに登録されているご住所を銀行に届出いただきます。当該住所、および ATM 画面に入力された電話番号は、当行所定の方法により確認のうえ、ご利用いただいている本支店全ての口座に反映いたします。
- (2) 在留期限の更新の場合
最新の在留期限が記載されている在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちの方

3. (変更完了までの日数)

住所変更・電話番号変更・在留期限更新の変更は、手続き終了後、即時反映されません。反映まで数日要します。

4. (変更の取り消し)

お申込みの際にご入力いただく携帯電話番号に誤りがある場合、お客さまに連絡することなく本サービスを無効とする場合がございます（ご入力いただいた番号へのショートメッセージが届かない場合など）。

5. (特約の変更)

本特約の内容および関連規定の内容を変更する場合、その変更内容をホームページに提示する等の方法により周知します。

以上

(2025年5月19日現在)